

# 高岡市在宅医療・介護等連携推進協議会設置要綱

令和6年4月1日

(設置)

第1条 市民の誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療、介護及び障がい福祉関係者による連携を推進するため、高岡市在宅医療・介護等連携推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事業内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事項の実施について協議する。

- (1) 在宅医療、介護、障がい福祉等の連携の現状の把握、課題の抽出、解決策等の検討
- (2) 切れ目なく在宅医療、介護、障がい福祉サービスが一体的に提供される体制の構築に向けた取組の実施及び評価
- (3) 在宅医療、介護、障がい福祉サービスについての地域住民への普及啓発
- (4) 在宅医療、介護、障がい福祉関係者等の情報共有、知識の習得のための研修会の開催
- (5) その他在宅医療、介護、障害福祉等の連携及び介護予防等に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 保健医療関係者
  - (2) 介護事業関係者
  - (3) 障がい福祉関係者
  - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 前項の委員のほか、協議会にアドバイザー(協議会の運営に必要な助言を行う、医療、介護、障がい等に関し知識経験を有する者をいう。)を置く。
- 3 委員及びアドバイザーは、市長が委嘱するものとし、任期は2年とする。ただし、委員又はアドバイザーに欠員を生じたときは、補欠の委員又はアドバイザーを選任できるものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を統括する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 協議会の会議は、市長が招集し、会長が会議の議長となる。

(意見の聴取)

第6条 協議会において、必要があると認めるときは、委員及びアドバイザー以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第7条 協議会に連携部会を置く。

- 2 連携部会に、必要に応じてワーキング部会を置くことができる。
- 3 連携部会は、協議会で検討、実施する事業の事前協議及びワーキング部会の取りまとめを行う。
- 4 連携部会及びワーキング部会は、委員、委員から推薦された者又は所掌する事務について知識経験を有する者をもって組織する。

5 前4項に定めるもののほか、連携部会及びワーキング部会の運営に関し必要な事項は、各部会において決定し、又は市長が別に定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。